

添付書類の記載については、以下を参考にしてください。

1 法人にあってはその登記事項証明書、

個人にあってはその住民票の写し（ただし、住民基本台帳法による本人確認情報を利用することができないとき、又は当該情報の提供を受けることができないときに限る）〈別添〉

2 主として販売する物品の種類

小売業者名	主として販売する物品	店舗面積
計		

- ・決定済の小売業者ごとに記載すること。
 - ・未定分については、予定業種があれば記載すること。
- なお、1,000 m²を超える大型小売業者については、未定とならないように留意すること。

（参考）併設施設の概要

施設名（店舗名等）	施設内容・業種等	営業時間	併設施設の面積

3 建物の位置及びその建物内の小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置を示す図面

（1）建物の概要

敷地面積	建物の構造	延床面積	建築工事の有無	（有の場合は、その概要）
	（例）鉄骨造		有 ・ 無	（例）増築、建替等

（2）都市計画図〈別添〉（※ 店舗敷地が都市計画区域外の場合は、広域見取図を添付すること。）
店舗敷地の場所を明記すること。

（3）建物配置図〈別添〉（※ 図面には、全て縮尺率を記入すること。以下、同じ。）

店舗の用に供される部分、その他の施設、駐車場等の配置が分かる図面

（留意点）

- ・隔地駐車場（従業員用を含む）がある場合にあっては、その場所がわかる附近見取図を添付するとともに、その台数がわかる資料等を添付すること。
- ・用途地域の区分を明確に記載すること。（店舗周辺を含めて1種類の用途しか設定されていないなど、区分の記載がなくとも明確にわかる場合を除く。）
- ・自動二輪専用駐車場や雪の堆積場所を設ける場合にあっては、その状況などがわかるように明記すること。
- ・店舗敷地に接する公道には、信号や車線などの道路の状況と併せ、路線名・幅員も記載すること。なお、当該公道が都市計画道路の場合は、番号・名称・計画幅員・都市計画決定範囲も併記すること。
- ・店舗敷地に接する公道で、インフラの整備や交通規制が予定されている場合にあっては、整備後の状況のみを表記するのではなく、整備される箇所やその予定時期などがわかるように記載すること。
- ・店舗敷地に接する公道の中に都市計画道路がある場合にあっては、その計画と現状の差異がわかるよう記載すること。

- ・ 駐車場出入口には、個々に付番（No. 1等）するとともに、その幅員を記載すること。
- ・ 駐車場出入口の利用制限（左折入庫専用など）を行う場合にあっては、その旨を記載すること。
- ・ 駐車場内に、誘導看板や路面表示を行う場合にあっては、その内容も記載すること。
- ・ 図中に次の事項を記載すること。
店舗面積、荷さばき施設の面積、廃棄物等の保管施設の容量、
駐車台数、駐輪台数、駐車場の出入口の数

(4) 各階平面図〈別添〉

小売業者ごとに店舗部分を明示し、店舗以外の主な施設についても名称を記入すること。

(留意点)

- ・ 特に店舗部分とそれ以外との区分について、壁などの固定物以外で区画する場合にあっては、その手法を明記すること。

(5) 求積表及び求積図〈別添〉

店舗の用に供される部分、飲食等の非物販施設、荷さばき施設、廃棄物等の保管施設の面積等

(留意点)

- ・ 求積図については、個々のスケールを記載すること。

4 必要な駐車場の収容台数を算出するための来客の自動車の台数等の予測の結果及びその算出根拠

(1) 指針による必要駐車台数計算式

店舗面積A	千㎡	用途地域 (特用途別地区)	地域	駅からの距離（商業地区のみ記載） m
店舗面積当たり 日来店客数原単位	B	人/千㎡		最寄りの鉄道駅等名（商業地区のみ記載）
自動車分担率	C	%		
平均乗車人員	D			
平均駐車時間系数	E			
必要駐車台数				
$A \times B \times 14.4\% \times C \div D \times E =$				台

※計算結果についてのみ小数点以下を四捨五入するものとする。

〈店舗敷地が商業地区にある場合〉

店舗周辺の公共交通機関の数、運行状況、来店者の公共交通機関の利用状況（新設の場合は利用見込み）などを記載すること。

※自動車分担率で「その他地区」の値を採用している場合にあっては、記載不要。

公共交通機関の状況	

〈指針による計算式によらない場合〉

必要駐車台数	台
必要駐車台数算出根拠	

(2) その他の駐車場の状況（従業員、業務用）

必要駐車台数	台
必要駐車台数算出根拠	

（留意点）

- ・算出根拠の記載にあたっては、従業員総数及び1日のうちの同時最大出勤従業員数などを踏まえ、具体的に記載すること。

(3) 利用者が小売店舗の集客に影響を与えると考えられる小売店舗以外の施設（飲食店、銀行 ATM、クリーニング、映画館、ボーリング場、ゲームセンター、温浴施設等の施設）が併設されている場合で、当該施設の面積の合計が当該小売店舗の面積の2割を超えている場合

当該施設の必要駐車台数	台
必要駐車台数算出根拠	

（留意点）

- ・併設施設の割合が小売店舗よりも大きい場合は、併設施設の事業者の協力を得て、必要駐車台数を算出すること。
- ・併設施設のみへの来客割合が大きい施設など、小売店舗の集客に影響を与えないと考えられる場合には、併設施設の面積割合が2割を超えない場合であっても、併設施設に係る必要駐車台数について算出すること。

(4) 利用者層が異なる複合施設（オフィス、マンションなど当該施設を利用する者が小売店舗を利用する者と異なると考えられる施設）の駐車場

必要駐車台数	台
必要駐車台数算出根拠	

(5) 小売店舗以上の集客力を有する併設施設（博覧会施設や大規模なアミューズメント施設）と一体となっている場合

必要駐車台数	台
必要駐車台数算出根拠	

（留意点）

- ・主たる施設についての必要駐車台数の根拠等を基に必要駐車台数を算出すること。

5 駐車場の自動車の出入口の形式又は来客の自動車の方向別台数の予測の結果等駐車場の自動車の出入口の数及び位置を設定するために必要な事項

(1) 方面別自動車来台数の予測値等〈別添〉

（留意点）

- ・方向別自動車来台数について、予測方法及び予測の根拠を明示すること。

(2) 交通量調査の結果〈別添〉

実際に交通量調査をした場合にあっては、その結果及び根拠データ。

交通センサス値を利用した場合にあっては、その数値が確認できる交通センサスのコピー。

(3) 交通解析の結果〈別添〉

直近交差点、駐車場出入口

(留意点)

- ・交通解析の結果、対策を講じる場合にあっては、その内容を明示すること。
- ・信号現示について、現況値を利用しない場合にあっては、その差や理由について明記すること。
- ・店舗において、小売店舗以外の施設が付設されており、その施設の利用者の自動車台数が相当数見込まれる場合であって、その施設への来客の自動車のための出入口が小売店舗への来客の自動車のための出入口と共用される、また、案内経路が重複する場合にあっては、その自動車台数も考慮すること。
- ・解析が必要な交差点の箇所数及び出入口数は、道路管理者、警察及び都市計画道路を含む場合は当該路線の都市計画決定権者にご相談下さい。

6 来客の自動車を駐車場に案内する経路及び方法

- ・施設周辺見取図〈別添〉(路線名を記入のこと)

方面別の来退店客について設定する案内経路を記載する。

(留意点)

- ・来退店経路の設定にあたり、駐車場出入口の利用制限(左折入庫専用など)や来退店経路に迂回する経路を設定するなど、来退店経路を通行させるために何らかの誘導が必要な場合にあっては、これを実現させるために必要な手法(看板の設置や駐車場内への路面表示、交通整理員の配置など)についても、明記すること。
- ・特に、深夜営業を行う店舗においては、静穏が要求されるような道路を回避するなど、慎重な対応を図ること。

7 荷さばき施設において商品の搬出入を行うための自動車の台数及び荷さばきを行う時間帯

搬出入車両の車種・大きさ	荷 さ ば き 時 間 帯	搬出入車両数
	～	台
	～	台
計		台

(留意点)

- ・荷さばき時間帯は、原則として1時間毎に区分して記載すること。
- ・例えば、トラックの大きさにより荷さばき時間が異なる場合(4トンは20分、12トンは45分など)にあっては、トラックの大きさも区分して記載すること。

8 遮音壁を設置する場合にあっては、その位置、高さ及び構造を示す図面〈別添〉

9 冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機を設置する場合にあっては、それらの稼働時間帯及び位置を示す図面

(1) 設備名及び稼働時間帯等は別紙1～2に記載する。

(留意点)

- ・代表卓越周波数を記載すること。
- ・定常騒音について、基準距離における騒音レベルの設定根拠をカタログ値としている場合、通常、カタログ値は無響室での測定値であることから、その分の補正を行うこと。
また、カタログの写しを添付すること。

- ・騒音規制法、振動規制法及び福島県生活環境の保全等に関する条例に定める騒音指定施設（冷凍機、送風機、空気圧縮機及び自家発電機等のエンジンであって、原動機の定格出力が **7.5kW** 以上のもの）がある場合にあっては、機器ごとに定格出力を記載すること。
- ・基準距離における騒音レベルの設定にあたり、「サイレンサー」などの効果を加味している場合にあっては、騒音防止対策の欄にその旨を記載するとともに、その減音効果が確認できる資料を添付すること。

(2) 住宅地図〈別添〉

店舗敷地の周囲 50メートルの区域を明示すること。

(3) 音源配置図〈別添〉

（留意点）

- ・座標の原点（0，0）を記載すること。
- ・自動車走行音について、点音源で騒音源を設定する場合、その間隔は10mを目安とすること。
- ・用途地域の区分を明確に記載すること。（店舗周辺を含めて1種類の用途しか設定されていないなど、区分の記載がなくとも明確にわかる場合を除く。）

10 平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測の結果及びその算出根拠

別紙1に記載する。

（留意点）

- ・予測の過程で回折減衰を加味している場合にあっては、回折座標点などその内容が検証できる資料を添付すること。

11 夜間において大規模小売店舗の施設の運営に伴い騒音が発生することが見込まれる場合にあっては、その騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測の結果及びその算出根拠

別紙2に記載する。

（留意点）

- ・予測の過程で回折減衰を加味している場合にあっては、回折座標点などその内容が検証できる資料を添付すること。

大規模小売店舗立地法指針関係提出書類 「騒音計算書」

(等価騒音レベル予測・評価)

(昼間用 6 : 0 0 ~ 2 2 : 0 0)

項 目 (騒音発生施設種類)	騒音レベル (d B) ※ 4	左のデータ を示す資料 ※ 4	騒音の発生 時間帯 ※ 5	継続時間(sec) ※ 6				予測結果(dB) ※ 7				騒音防止 対策 ※ 8
				A	B	C	D	A	B	C	D	
定常騒音※ 1												
冷却塔												
室外機 (送風機)												
上記以外の施設												
給排気口												
その他の定常騒音												
変動騒音※ 2												
敷地内の自動車走行 等ASJ Model 1998												
荷さばき作業車による アイドリング音												
後進警報ブザー												
産業物収集作業に伴 う騒音												
BGM等営業宣伝活 動に伴う騒音												
その他の変動騒音												
衝撃騒音※ 3												
荷さばき作業に伴う 荷下ろし音												
台車走行音												
その他の衝撃騒音												
計算 (等価騒音レベル)	(別紙として添付することも可。)											

大規模小売店舗立地法指針関係提出書類 「騒音計算書」

(等価騒音レベル予測・評価)

(夜間用 22:00～6:00)

項 目 (騒音発生施設種類)	騒音レベル (d B) ※4	左のデータ を示す資料 ※4	騒音の発生 時間帯 ※5	継続時間(sec) ※6				予測結果(dB) ※7				騒音防止 対策 ※8
				A	B	C	D	A	B	C	D	
定常騒音※1												
冷却塔												
室外機（送風機）												
上記以外の施設												
給排気口												
その他の定常騒音												
変動騒音※2												
敷地内の自動車走行 等ASJ Model 1998												
荷さばき作業車によ るアイドリング音												
後進警報ブザー												
産業物収集作業に伴 う騒音												
BGM等営業宣伝活 動に伴う騒音												
その他の変動騒音												
衝撃騒音※3												
荷さばき作業に伴う 荷下ろし音												
台車走行音												
その他の衝撃騒音												
計算 (等価騒音レベル)	(別紙として添付することも可。)											
								環 境 基準値	dB			
									合計 (d B)			
								昼間				

※1 定常騒音： レベルの変化が少なく、ほぼ一定と見なせる騒音。

※2 変動騒音： 騒音レベルが不規則かつ連続的にかなりの範囲にわたって変化する騒音。

※3 衝撃騒音： 一つの事象の継続時間がきわめて短い騒音。

※4 騒音データを示す資料： 発生する騒音のデータ資料（機器メーカー及び自動車メーカーが示す騒音データなど）を個別に添付すること。また、類似施設における騒音データを用いることも可能。敷地内の自動車騒音にあっては、ASJ MODEL 1998等によって騒音レベルを予測すること。

※5 騒音発生時間： 騒音が発生する機器等の時間帯を営業計画または、類似施設から予測すること。

※6 継続時間： 予測する4地点に影響を及ぼす騒音発生施設の稼働継続時間を示すこと。

※7 予測結果： 予測する4地点毎に評価すること。

※8 騒音防止対策： 騒音計算において、計算に組み入れた騒音防止対策について記載すること。

別 紙 2 大規模小売店舗立地法第4条に規定する指針関係提出書類 「騒音計算書」
 (発生する騒音レベルごとの予測・評価)
 (夜間(22:00～6:00)の事業活動等によって騒音が発生する場合に提出すること。)

項 目	騒音レベル (dB) ※4	左のデータ を示す資料 ※4	騒音の発生 時間帯 ※5	予想結果(dB) ※6				騒音防止対策 ※7
				A	B	C	D	
定常騒音※1								
冷却塔								
室外機(送風機)								
上記以外の施設								
給排気口から								
その他の定常騒音								
変動騒音※2								
敷地内の自動車走行 等 騒 音 ASJModel 1998								
荷さばき作業車の アイドリング								
後進警報ブザー								
廃棄物収集作業に伴 う騒音								
BGM等営業宣伝活 動								
その他の変動騒音								
衝撃騒音※3								
荷さばき作業の荷下 ろし音								
台車走行音								
その他の衝撃音								
計算(騒音レベル)								
(別紙として添付しても可。)								
				規 制 基準値		dB		

- ※1 定常騒音： レベルの変化が少なく、ほぼ一定と見なせる騒音。
- ※2 変動騒音： 騒音レベルが不規則かつ連続的にかなりの範囲にわたって変化する騒音。
 騒音レベルの最大値を記載すること。
- ※3 衝撃騒音： 一つの事象の継続時間がきわめて短い騒音。
 騒音レベルの最大値を記載すること。
- ※4 騒音データを示す資料： 発生する騒音のデータ資料(機器メーカー及び自動車メーカーが示す騒音データなど)を
 個別に添付すること。また、類似施設における騒音データを用いることも可能。敷地内の
 自動車騒音にあっては、ASJ MODEL 1998等によって騒音レベルを予測すること。
- ※5 騒音発生時間： 騒音が発生する機器等の時間帯を営業計画または、類似施設から予測すること。
- ※6 予測結果： 原則として予測する4地点付近の敷地境界線で評価すること。
- ※7 騒音防止対策： 騒音計算において、計算に組み入れた騒音防止対策について記載すること。

12 必要な廃棄物等の保管施設の容量を算出するための廃棄物等の排出量等の予測の結果及びその算出根拠

(1) 指針の方法による場合

廃棄物等の排出量等の予測

廃棄物種別	店舗面積：S		日当たりの廃棄物等の排出予測量 (指針原単位×S)	平均保管日数	見かけ比重	必要保管容量
紙製廃棄物等	6,000㎡以下の部分	千㎡ ²	指針原単位：0.208 (t)	日		m ³
	6,000㎡超の部分	千㎡ ²	指針原単位：0.011 (t)			
			計 t			
金属製廃棄物等	6,000㎡以下の部分	千㎡ ²	指針原単位：0.007 (t)	日		m ³
	6,000㎡超の部分	千㎡ ²	指針原単位：0.003 (t)			
			計 t			
ガラス製廃棄物等	6,000㎡以下の部分	千㎡ ²	指針原単位：0.006 (t)	日		m ³
	6,000㎡超の部分	千㎡ ²	指針原単位：0.002 (t)			
			計 t			
プラスチック製廃棄物等	6,000㎡以下の部分	千㎡ ²	指針原単位：0.02 (t)	日		m ³
	6,000㎡超の部分	千㎡ ²	指針原単位：0.003 (t)			
			計 t			
生ごみ等	6,000㎡以下の部分	千㎡ ²	指針原単位：0.169 (t)	日		m ³
	6,000㎡超の部分	千㎡ ²	指針原単位：0.02 (t)			
			計 t			
その他の可燃性廃棄物等		千㎡ ²	指針原単位：0.054 (t)	日		m ³
廃棄物等の保管施設の容量		m ³	必要保管容量合計			m ³

※合計についてのみ少数点以下を四捨五入するものとする。

〔見かけ比重について指針によらない場合〕

廃棄物種別	
見かけ比重の根拠	

(2) 指針の方法によらない場合

予測排出量	
排出量予測の根拠	

(3) 飲食店が併設される場合

予測排出量	
排出量予測の根拠	

(留意点)

- ・ 大規模小売店舗内に飲食店が設置される場合、生ごみ等の保管容量を確保し、配置図に位置を明示すること。

(4) 廃棄物等の保管場所が小売店舗以外の施設から排出される廃棄物等と同一の場合

小売店舗以外の施設からの廃棄物等の予測排出量	小売店舗以外の施設からの廃棄物等の排出量の予測の根拠

その他指針に基づき配慮することとした事項の記載方法（該当事項について記入）

1 大規模小売店舗の周辺の地域の住民の利便及び商業その他の業務の利便の確保のために配慮すべき事項

(1) 駐車需要の充足等交通に係る事項

ア 駐車場の入庫処理能力（自走式で発券ブースがない場合は記載の必要なし）

出入口の場所	1 時間 当 たり 入 庫 処 理 能 力	ピーク 1 時間に予想される来客の自動車台数
配置図上N o ○		

イ 駐車待ちスペースの確保

出入口の場所	発券ブースの有無	駐車待ちスペースの長さ	算 出 根 拠
配置図上N o ○			

ウ 駐車場出入口における交通整理

交通整理員の配置計画	

エ 駐輪場の確保等

必要駐輪台数	台
必要駐輪台数算出根拠	

（留意点）

- ・ 駐輪場の利用の効率性を高め、来客による近隣における放置自転車を抑制する等の観点から、適切な位置に配置すること。
- ・ 類似既存店の実績をもとに算出する場合、原動機付自転車の利用実績についても考慮すること。
- ・ 原動機付自転車の駐車需要が相当程度見込まれる場合にあっては、別途、必要駐輪台数を算出すること。

オ 自動二輪車の駐車場の確保

必要駐車台数	台
必要駐車台数算出根拠	

(留意点)

- ・自動二輪車の駐車需要が相当程度見込まれ、自動二輪車の駐車場を別途、設置する場合に記載すること。なお、その場合にあつては、配置図に位置を明示すること。

カ 荷さばき施設の整備等

項 目	具 体 的 な 内 容 等
荷さばき施設の整備状況	
計 画 的 な 搬 出 入	

(留意点)

- ・荷さばき施設の整備にあつては、搬入商品の大きさや数を勘案し荷さばきに必要な作業スペース及び搬出入車両の大きさと1時間あたりの搬出入車両数を勘案したトラックヤードを合算した面積を確保すること。

キ 冬期間における積雪の処分方法

項 目	具 体 的 な 内 容 等

(記載例)

- ・配置図の〇〇地点を堆積場所として確保する。
- ・開店前までに業者委託により敷地外に搬出させる。 など

(2) 歩行者の通行の利便の確保等

項 目	具 体 的 な 内 容 等

(3) 物減量化及びリサイクルについての配慮

廃棄物減量化及びリサイクル計画の予定及び概要	

(留意点)

- ・リサイクル計画がある場合で、来店者から食品トレイ等の回収を行う予定がある場合にあっては、その品目についても記載すること。

周辺住民等への周知方法	

(4) 防災・防犯対策への協力

ア 防災対策への協力（防災協定締結の内容 など）

項 目	具 体 的 な 内 容 等

イ 防犯対策の内容

(ア) 小売店舗に係る防犯対策

項 目	具 体 的 な 内 容 等

(イ) 併設施設に係る防犯対策

項 目	具 体 的 な 内 容 等

(留意点)

- ・併設施設がある場合は、その防犯・非行防止対策の内容についても記載すること。

2 騒音の発生その他による大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の悪化の防止のために配慮した事項

(1) 騒音の発生に係る事項

ア 騒音問題への一般的対策（遮音壁、緑地帯の設置等）

項 目	具 体 的 な 内 容 等

イ 荷さばき作業に伴う騒音対策（施設の屋内化、低騒音型荷さばき機器の導入等）

項 目	具 体 的 な 内 容 等

ウ 営業宣伝活動に伴う騒音対策（福島県生活環境の保全等に関する条例等）

項 目	具 体 的 な 内 容 等
屋内スピーカーの運用	
屋外スピーカーの運用	

エ 付帯設備及び付帯施設等における騒音対策（冷却塔、給排気口、駐車場等からの騒音）

項 目	具 体 的 な 内 容 等

オ 夜間（午後１０時から午前６時）に騒音の発生がある場合、夜間の静穏な生活環境の保持のため、特に講じることとした騒音対策

項 目	具 体 的 な 内 容 等

（留意点）

- ・駐車場の夜間の一部利用制限を行う場合、その範囲、閉鎖方法（チェーンなど）、閉鎖方法を講じる位置、制限開始時間などを図面にて明示すること。

カ 併設施設における騒音対策（飲食店、ゲームセンター、温浴施設等からの騒音）

項 目	具 体 的 な 内 容 等

（留意点）

- ・夜間において、併設施設における冷却塔、給排気口、駐車場等からの騒音も含め、基準値を上回るような著しい騒音の発生が見込まれる場合には、予測・評価を行い、必要な対策を講じるとともに、その内容を記載すること。

(2) 廃棄物に係る事項等

ア 廃棄物等の保管について

(ア) 廃棄物等の保管場所の構造等について

項 目	具 体 的 な 内 容 等
保 管 場 所 の 構 造	
保 管 場 所 の 設 備	
生ゴミ等の保管方法	

(イ) リサイクル品保管施設の計画

容 量	面 積	設 備 の 概 要
m ³	m ²	

(留意点)

- ・家電リサイクル品など、指針で示している廃棄物分類以外の保管施設を別途、設置する場合に記載すること。なお、その場合にあっては、配置図に位置を明示すること。

イ 廃棄物等の運搬や処理について

・運搬方法

項 目	紙製廃棄物等	金属製廃棄物等	ガラス製廃棄物等
運 搬 方 法	自 社 ・ 業 者 委 託	自 社 ・ 業 者 委 託	自 社 ・ 業 者 委 託
運 搬 頻 度			
運搬(予定)業者			

項 目	プラスチック製廃棄物等	生 ご み 等	その他の可燃性廃棄物
運 搬 方 法	自 社 ・ 業 者 委 託	自 社 ・ 業 者 委 託	自 社 ・ 業 者 委 託
運 搬 頻 度			
運搬(予定)業者			

- ・ 処理方法（敷地内で処理する場合）

項 目	具 体 的 な 内 容 等
処 理 方 法	
悪臭・防音対策	

ウ 店舗に食品加工場を設置する場合の対策

(ア) 小売店舗に係る悪臭の発散防止対策

項 目	具 体 的 な 内 容 等
調理臭の発散防止対策	
排出される汚水等からの悪臭の発散防止対策	

(イ) 併設施設に係る悪臭の発散防止対策

項 目	具 体 的 な 内 容 等
調理臭の発散防止対策	
排出される汚水等からの悪臭の発散防止対策	

(留意点)

- ・ 併設施設がある場合は、その悪臭の発散防止対策の内容についても記載すること。

(3) 街並みづくり等への配慮等

ア 街並みづくり (景観計画、景観地区、地区計画、風致地区の指定状況
建築協定、景観協定の締結状況 など)

項 目	具 体 的 な 内 容 等

(留意点)

- ・ 該当項目がある場合、その内容や範囲などがわかる資料を添付すること。

イ 景観への配慮

項 目	具 体 的 な 内 容 等
中高木の植栽	
広 告 物	
そ の 他	

(留意点)

- ・店舗の新築又は増改築を行う場合、以下の資料を添付すること。
 1. 緑地の配置計画図
 2. 建物及びメイン広告塔の着色立面図（マンセル値も記載のこと）

ウ 屋外照明・広告塔照明等で、周辺に影響を及ぼさないよう講ずることとした事項

項 目	具 体 的 な 内 容 等

3. その他

まちづくりへの貢献について

項 目	具 体 的 な 内 容 等

(参考)

- ・まちづくりへの貢献に関する自主的な取り組みを記載して下さい。

(参考)

関係法令等による規制及び調整の状況

	規制等の有無（地域等名）	申請・認可又は調整の状況
都市計画法	有 ・ 無 （ ー ）	
（用途地域）	有 ・ 無 （ ）	
（開発許可）	有 ・ 無 （ ー ）	
（景観地区）	有 ・ 無 （ ）	
（地区計画）	有 ・ 無 （ ）	
（風致地区）	有 ・ 無 （ ）	
（建築協定）	有 ・ 無 （ ー ）	
（景観協定）	有 ・ 無 （ ー ）	
建築基準法	有 ・ 無 （ ー ）	
道路法	有 ・ 無 （ ー ）	
特定都市河川 浸水被害対策法	有 ・ 無 （ ） ※3参照	
宅地造成及び 特定盛土等規制法	有 ・ 無 （ ）	
農地法	有 ・ 無 （ ー ）	
農業振興地域の 整備に関する法律	有 ・ 無 （ ）	
騒音に係る 環境基準	有 ・ 無 （ ）	
騒音規制法	有 ・ 無 （ ）	
生活環境の保全等 に関する条例 （騒音指定施設）	有 ・ 無 （ ー ）	
景観条例	有 ・ 無 （ ー ）	
交通協議		

- ※ 1 地域等名には、第一種住居地域（用途地域）や第1種地域（騒音規制法）等の法等で定められた区分又は名称を記載すること。
- 2 申請・認可又は調整の状況欄には、各関係機関の指導内容も記載し、都市計画法にあっては、計画道路の進捗状況等も記載すること。
- 3 現況写真を添付すること（同法に關係する特定都市河川流域のみ）。